

# 令和5年度決算 財務書類

注記（一般会計等）

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産…取得価額
  
- ② 開始時の評価基準、評価方法
  - ア 取得価額が判明しているもの…取得価額
  - イ 取得価額が不明なもの…再調達価額
  
- ③ 無形固定資産…取得価額

### (2) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10年～50年
工作物	10年～60年
物品	4年～15年

### (3) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 賞与等引当金  
職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額（翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当及び福利厚生費）のうち、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額を計上しています。
  
- ② 退職手当引当金  
職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

### (4) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
  - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引を除きます。）  
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
  - イ ア以外のファイナンス・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
  
- ② オペレーティング・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金、要求払預金）及び現金同等物（短期定期預金、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払い）を資金の範囲とします。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 100 万円以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるとき、又は法人税基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

**2 重要な会計方針の変更等**

重要な会計方針の変更はありません。

**3 重要な後発事象**

該当の事象はありません。

**4 偶発債務**

該当の事象はありません。

**5 追加情報**

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第 235 条の 5 により翌年度の 4 月 1 日から 5 月 31 日を出納整理期間とし、該当期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

庁内組織において、売却予定とされている公共資産

イ 内訳

該当はありません。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支  $\Delta 655,375$  円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	1,474,640,408 円	1,430,238,476 円
繰越金に伴う差額	$\Delta 38,469,889$ 円	0 円
資金収支計算書	1,436,170,519 円	1,430,238,476 円

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	77,405,926 円
投資活動収入のその他の収入	104,175,500 円
減価償却費	$\Delta 121,859,925$ 円
賞与等引当金増減額	1,132,530 円
退職手当引当金増減額	$\Delta 44,957,917$ 円
純資産変動計算書の本年度差額	15,896,114 円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	0円
一時借入金に係る利子額	0円